に 公布する。 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここ

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第四十一号

規則第六十九号) 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則 0 一部を次のように改正する。 (昭和三十一年十一月奈良県 \mathcal{O} 部 を改正する規則

オーベルジュ棟指定管理者選食と農の魅力創造国際大学校農の振興会議の委員

に関する検討委員会の委員	平城宮跡歴史公園南側地区の整備	の整備に関する検討委員会の委員	平城宮跡歴史公園歴史体験学習館「	農業共済保険審査会の委員	査会の委員	食と農の魅力創造国際大学校に、
-		員しことのる。	館	の整備に関する検討委員会の委員 に、 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館 を		みつばち転飼調整委員会の委員 を

この規則は、 **附 則**

令和三年四月一日から施行する。